

「新型コロナウイルス感染症」 の発生に伴う相談窓口の設置について

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

幡多信用金庫ではこの度、新型コロナウイルス感染症の発生により直接的、または間接的に事業に影響を受けられた事業者の皆さまの金融取引をご支援することを目的に、下記のとおり相談窓口を設置しておりますので、お知らせいたします。

記

| | |
|-------------------|---|
| 内 容 | 「新型コロナウイルス感染症」の発生に伴う相談窓口 |
| 設 置 場 所 | 幡多信用金庫の全営業店 |
| 対象者および 受 付 内 容 | 「新型コロナウイルス感染症」により直接的・間接的に事業に影響を受けられた事業者に対して以下のご相談を承ります。 ・経営の維持継続に関する必要な資金の借入申込のご相談 ・貸付条件変更の申込のご相談 等 |
| 受 付 時 間 | 各営業店の営業時間（銀行休業日を除く） *営業時間をご不明な場合は各営業店にお問合せください。 |
| お電話による お 問 合 せ | お近くの各営業店のほか、 幡多信用金庫 業務部 電話：０８８０－３４－２１２１（代表） 受付時間：平日９：００～１７：００ |

幡多信用金庫 各営業店の電話番号

－幡多エリア－

本店営業部：０８８０－３４－２１２３
 入野支店：０８８０－４３－２２３３
 下田支店：０８８０－３３－００４１
 清水支店：０８８０－８２－１１７２
 弘見支店：０８８０－７３－１１２１
 川崎支店：０８８０－５２－１０７２
 佐賀支店：０８８０－５５－２１０１
 具同支店：０８８０－３７－１８１８
 平田支店：０８８０－６６－０８００
 宿毛支店：０８８０－６３－０７０７

－高知エリア－

高知支店：０８８－８７３－４２６６
 万々支店：０８８－８２３－７１１１
 神田支店：０８８－８３２－３１５１
 南国支店：０８８－８０２－８３３０



<http://www.shinkin.co.jp/hatashin>